

# 川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和5年5月29日(月) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

## 3 出席委員

(委員)

1番 橋口 裕二	3番 新垣 吉男	
4番 井尻 恵雄	5番 湯地 二三夫	6番 森 信幸
7番 河野 博子	8番 山下 栄	9番 杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番 日高 重樹	11番 佐光 真美	12番 林田 泰代
13番 黒木 正行	14番 有澤 章	15番 戸高 一志
16番 永田 貞義	17番 河野 伊栄雄	18番 樽見 一寛

4 欠席委員 2番 長友 順子

## 5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第26号 農地所有適格法人の承認について
- 第5 議案第27号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第28号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第29号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第30号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 議案第31号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
- 第10 議案第32号 農地移動適正化あっせんを行うについて
- 第11 議案第33号 非農地証明願の承認について
- 第12 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 6番 森 信幸 7番 河野 博子

## 7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 今井 孝洋 係長 川崎 恵美  
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、5月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、5月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 14日、川南町地域づくり大会がサンA文化ホールにて開催されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第2小委員会を開催しました。 23日、西都児湯市郡農業委員会連絡協議会総会が総合福祉センター2階会議室にて開催されました。 24日、川南町農業者年金受給者協議会総会が農村センター研修室にて開催されました。 25日、尾鈴農業公社第1回理事会・総会が尾鈴地域農業活性化センターにて開催され、会長が出席されました。 本日、5月定例総会であります。 30日、31日の日程で、全国農業委員会会長大会が東京都にて開催され、会長が出席されます。 また、30日に児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターにて開催されます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	16番	議長、16番。 5月10日、午前9時より役場第3会議室で9番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。  (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、6番 森 信幸(もりのぶゆき)委員、7番 河野 博子(かわの ひろこ)委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。
		(異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第26号 法人適格	議長	【日程第4】 議案第26号 「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第26号 「農地所有適格法人の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は1件でございます。 法人名称、所在、代表取締役、取締役、目的は、別紙記載のとおりでございます。 事務局からの補足説明を受けて、御審議の上、御承認頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局からの説明を受けて、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	事務局	議長、事務局。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 養鶏業を営んでおり、農業の売り上げが2分の1以上です。 議決権は、農業者が全て占めており、役員は全て農業従事者です。今回新たに飼料作物を生産されるということで今回の申請に至っております。よって農地所有適格法人の要件を満たしていることをご報告します。
	議長	1号について、事務局からの補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	4番	議長、4番。 申請法人については、新聞で報道された法人だと思いますが間違いありませんか。
	事務局	はい。
	議長	ほかに質問はありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第27号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第27号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第27号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。  ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、登り口の発電所正面入り口の左側になります。県道沿いに渡人の家があって、その東側に申請農地があるという位置関係になります。両側はすでに売買済みで、その間の残りの土地を今回売買するというものです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>ここで、8番委員の入室を許可します。          &lt; 8番委員入室 &gt;          次に、2号。</p>
2号 補足説明	3番	<p>議長、3番。          2号について補足説明いたします。          内容は記載のとおりです。伯父と甥の間で贈与を行うものです。          農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。          調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。          ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。          2号については、許可する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第28号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第28号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第28号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、5号が取り下げとなりましたので4件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 5月19日午前9時00分より会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。結果、1号、2号、4号については、許可相当と判断しました。3号については、一部駐車場になっていまして、始末書条件での許可相当と判断しました。詳しくは、地区担当委員の説明を聞いてご審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、先月も上がっており受人が倉庫側を購入するというものです。 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	11番	議長、11番。 2号について補足説明いたします。 この案件は、2番委員の担当地区なのですが、今回は私が調査いたしました。内容は記載のとおりです。場所は、一度皆さんで見に行った場所ですが、フタバの信号から山の方に向かい、九州児湯フーズから左に入ったところ。渡人の農地を受人に売買し、受人が5棟の建売住宅を建設するというものです。 申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と認めます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	4番	議長、4番。 3号について補足説明いたします。



川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。受人と渡人は義理の兄弟になります。場所は、前農業委員であった方の道沿いの隣の家になります。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、始末書条件で不許可の例外と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
<p>4号 補足説明</p>	<p>8番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、8番。</p> <p>4号について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。この案件は、先月の総会でもあがっていましたが、住宅を建設するのに進入路を確保したいという案件でございます。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として、同一事業の目的に供するために行うものであって、事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が、3分の1を超えないものであるため立地基準を満たし許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>4号については、承認する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第29号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第29号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第29号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	11番	議長、11番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人が、渡人の土地を購入しハウ スを建設するという案件になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく 御審議方お願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	17番	<p>議長、17番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、森木牧場の肉の直売所周辺の農地になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長  議長	<p>議長 2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。</p>
3号 補足説明	13番	<p>議長、13番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、成瀬建設の農地になります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長  議長	<p>議長 3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第30号 集積(利用権)	議長	【日程第8】 議案第30号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第30号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営 状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	1番	私が担当ですので、 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、親子で年金の再設 定をするということで、継続するものであります。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく 御審議方お願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	7番	<p>議長、7番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。再設定になりますが、それぞれ高齢化や後継者の問題を考慮し3年間という期間を設定したということでした。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第31号 促進(中間)	議長	【日程第9】 議案第31号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第31号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、別紙のとおり計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、24件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号と2号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	5番	議長、5番。 1号と2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。前契約から引き続き継続して貸借するものであります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	1号と2号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号と2号については、決定する事にいたします。 3号と4号は、関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
3号、4号 補足説明	5番	議長、5番。 3号と4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。前の案件と同じで前契約から引き続き継続して貸借するものであります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	3号と4号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号と4号については、決定する事にいたします。 5号と6号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	5番	議長、5番。 5号と6号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件も同様に、前契約から引き続き継続して貸借するものであります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	5号と6号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 5号と6号については、決定する事にいたします。 7号と8号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
7号、8号 補足説明	15番	議長、15番。 7号と8号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	7号と8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。7号と8号については、決定する事にいたします。9号と10号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
9号、10号 補足説明	9番	議長、9番。 9号と10号について補足説明いたします。内容は記載のとおりです。前契約から引き続き継続して貸借するものであります。農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	9号と10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。9号と10号については、決定する事にいたします。11号と12号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
11号、12号 補足説明	9番	議長、9番。 11号と12号について補足説明いたします。内容は記載のとおりです。前契約から借主が変更になり今回中間管理ということで設定を行うものであります。農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	11号と12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。



川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 11号と12号については、決定する事にいたします。 13号と14号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
13号、14号 補足説明	13番	議長、13番。 13号と14号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	議長 13号と14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 13号と14号については、決定する事にいたします。 15号と16号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
15号、16号 補足説明	14番	議長、14番。 15号と16号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	議長 15号と16号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 15号と16号については、決定する事にいたします。 17号と18号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
17号、18号 補足説明	12番	議長、12番。 17号と18号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	<p>議長  議長</p>	<p>17号と18号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 17号と18号については、決定する事にいたします。 19号と20号は、関連があるので一括して説明をお願いいたします。</p>
<p>19号、20号 補足説明</p>	<p>9番</p>	<p>議長、9番。 19号と20号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。前契約から継続して再設定を行うものであります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	<p>議長  議長</p>	<p>19号と20号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 19号と20号については、決定する事にいたします。 21号と22号は、関連があるので一括して説明をお願いいたします。</p>
<p>21号、22号 補足説明</p>	<p>5番</p>	<p>議長、5番。 21号と22号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。水田の方は9番委員に調査していただきました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	21号と22号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。21号と22号については、決定する事にいたします。23号と24号は、関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	5番	議長、5番。 23号と24号について補足説明いたします。内容は記載のとおりです。この案件は親子での契約になります。農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	23号と24号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。23号と24号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第32号 あっせん	議長	【日程第 10】 議案第32号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第32号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」その提案理由を説明申し上げます。 本議案は、農地移動適正化あっせん事業により、農地の売買あっせんを行うものでございます。 あっせん申し出件数は、1件でございます。 譲渡人のあっせん理由は、別紙によるもので、買受希望者は、規模拡大でございます。申請人及び該当農地は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上あっせんを行うべきか否かの御決定を頂き、あっせんを行う場合は、あっせん委員の指名をして頂きます様、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。議案第26号で審議しました会社であります。今回、埋却地を確保するという想定での畑の取得となります。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	6番	議長、6番。 埋却地の候補地として土地の購入であっせんをということですが、耕作する目的ではなく、埋却地としてあっせんできるものなのでしょうか。何か特例があるのでしょうか。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	議長、事務局。 今回のあっせんは、埋却地予定として購入するのではなく、飼料作物を作るということでのあっせん会になります。
	議長	他に質問はございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、あっせんする事にいたします。
	議長	あっせん委員の指名を行います。 ※ 行事予定の配布後、あっせん委員の指名。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第33号 非農地証明	議長	【日程第 11】 議案第33号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第33号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 5月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。その結果1号、2号、3号につきましては、許可相当。4号につきましては、申請地が周りの畑より高い状態になっており、そこに付随した3筆の農地を非農地としてという申請であります。現地を確認しましたが、3筆とも畑の状態であります。平成28年に農地を購入し、10年経過しておらずその規定に当てはまりません。判断に苦しんだのですが、周辺がきれいな農地で、農振地域であり、購入してから10年経過していないということを鑑みて、委員会としましては、10年経過した3年後に、再度申請していただくということで、今回は不許可という判断になりました。 詳しくは、地区担当委員の説明を聞いて特に4号は皆さんでご審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
1号 補足説明	6番	<p>議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の場所は、通浜の一畝畑で、一番奥の交差点の角のところになります。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地域域内でなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として利用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長  議長	<p>1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。</p>
2号 補足説明	9番	<p>議長、9番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、小池モータースの北側に尾鈴産業があります。さらにその北側の右側に無人精米機があり、その前に竹林があります。私が記憶する限り、昔から現在に至るまで相当な期間そのような状態であったと思います。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地域域内でなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として利用することが困難であることから農地でないと判断されます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長  議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 次に、3号。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
3号 補足説明	13番	<p>議長、13番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、甘付神社から海側に下りたところに養豚場が広がっています。そこに面している県道と線路の間に、小さな畑がいくつもある場所で、殆どが荒れている状態であります。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内でなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として利用することが困難であることから農地でない判断されます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長  議長	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 次に、4号。</p>
4号 補足説明	10番	<p>議長、10番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、運動公園から坂の上不燃物中継施設に行く道路と、松原から高鍋に抜ける道路の交差点から北側に200m位の所になります。記憶する限り20年以上前から山になっていたのですが、申請地を見に行ったら木が殆ど切り倒されていました。申請人に確認したところ畑にするつもりであったようです。しかし、石がたくさん出てきて、とても畑にできる状態ではなく困った末に非農地の申請をしたということでした。 申請者の心情等を考慮し、認定してあげたい気持ちもあるのですが、農地を購入し10年経過していない等の認定出来ない要件もありますので、今回は認定できないと思いますが皆さんで御審議頂きたいと思っております。</p>
	議長	<p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>



川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	4番	<p>議長、4番。 その10年という要件は私が認識していないのですが、法的な根拠があるのですか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局。 非農地証明願いの認定要件に、2つの項目がります。1つ目が10年以上耕作放棄地になっているかどうかというところです。この土地に関しては、売買されてから10年以上経過していないのでこの項目に該当しません。2つ目は、現在森林のような状態になっていて、一定以上の水準の物理的条件が整わないと耕作出来ないような土地か周りの状況からみて耕作が出来ないと思われるような土地のどちらかの項目に該当しない限り非農地証明は出せません。 今回の申請人さんですが、周りは全て農振農用地です。今回3筆を申請していますが、申請地の隣接地は全て自分の土地であり、そういう観点から現地調査いたしました。非農地証明を出すのは厳しいのではないかという判断になります。</p>
	4番	<p>議長、4番。 10年にこだわっているのですが、10番委員の補足説明では20年以上森林になっているということですが、名義が変わってから10年以上ということですか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局。 平成28年7月30日の総会で3条申請をされて許可されています。3条申請をしたという事は、その土地を耕作目的で購入したという事になります。その耕作目的で購入した土地を10年も経過せずに非農地証明を出すかというところを調査委員会では総会で諮っていただきたいというところです。</p>
	6番	<p>議長、6番。 10番委員の補足説明では20年以上森林になっているという説明ですが、以前は私がこの地域を担当していました。私の認識としては、家の周りに防風林が植えてあり、周辺から見ると山のように見えました。そのような状況で、周辺の農地が日陰になるということで木を伐採して、畑のような状況に見えるようになりました。実際は、購入する前の所有者が家庭菜園として使用していた状況でした。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	14番	<p>議長、14番。                      今までの説明では、石があつて使用出来ない状態で土地を購入されたのではないかと思います。申請者は畑として使用出来そうにないということを承知で購入されたのでしょうか。説明では家庭菜園で使用していたということもあるので、説明に相違があるように思いますが、どちらが正しいのでしょうか。もし石が出て畑が使用出来ないのであれば、非農地でもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
	議長	<p>話を元に戻しますが、購入した時には農地として購入したので、農地として利用しようと思つて判断していたと思います。石が出るからといって耕作出来ない理由にはならないと思います。ですので、先ほどから説明がありますように、規定に合致しないと認めるのは難しいのではないかと判断しますがいかがでしょうか。</p>
	4番	<p>議長、4番。                      6番委員の説明では、家に隣接している農地ということで屋敷も周りよりも高いということですが、その畑は周りの畑と高さが一緒ですか。</p>
	6番	<p>議長、6番。                      2, 3mぐらい段差があります。</p>
	4番	<p>議長、4番。                      段差がある畑が果たして良い畑かという判断が難しいと思います。10年経過した時には、面積も6畝程度、石もあり元々荒れているのであれば、6番委員の提案通りでよろしいのではないのでしょうか。</p>
	議長	<p>議論をつくしたようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。                      全員反対という事で、4号については、非承認といたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第12】「その他」となっています。何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 中間管理事業へ移行するための解約が2件、売買による解約が9件、耕作者変更による解約が1件、契約内容の変更の解約が2件の計14件の解約でした。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「6月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「6月の行事予定」について、報告がありました。他に何かありませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和5年5月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。